

しまね版特区推進基本方針

本県は、現在、社会・経済環境の急激な変化の中で、地方分権の進展や財政状況の悪化から、これまでの県行財政のあり方を大きく変革する必要に迫られている。

そのような中、県内各地域において、住民自身が「地域のことは地域で」という意識を持ち、地域の自立を目指す活動が芽生えている。こうした住民自身の発想を生かし、地域の活性化に資する事業を実施可能とすることで、地域経済の活性化やコミュニティの再生を図ることが重要である。

国においては、構造改革特別区域制度を導入することで、地域がその特性を活かした独創的な構想を実現するための環境整備を行ってきた。そこで、本県においても、従来の財政的支援や行政の側から示した画一的な施策に頼ることなく、その地域の「自助と自立の精神」を尊重し、また、地域間での「知恵と工夫の競争による活性化」を図りながら、地域が自立的に発展し、快適で活力のあるしまねが実現できるよう、しまね版特区制度を創設する。

1 特区の目的

地域が活性化するためには、地域固有の資源を最大限活かした取り組みが、住民自らの手で自立的に行われていくことが肝要である。

しまね版特区制度は、地域の活性化に資する動きを進めるために、従来の財政的な支援でなく、地域活性化のための構想や事業の妨げとなっている県の各種規制を見直したり、一部地域で緩和するなどの特例措置を設けることで、地域のニーズに沿った支援を行うことを目的とする。

2 しまね版特区の推進に関する基本方針

(1) 地域の発想の尊重

この制度は、規制緩和等を通じて、地域の自主的で建設的な活動を促進しようとするものである。

市町村や住民グループ、民間企業等、特区計画を作成する者は、地域の視点に立った活性化構想を描き、求める規制等の特例措置及びそれを活用した地域の活性化計画を作成し、県へ申請するものとする。

また、規制等の特例措置については、さまざまな意見をできるだけ広く募集するため、過去において、申請者が実際に経験した規制事例による特例措置のアイディ

ア提案も受け付けることとする。

(2) 規制の見直しに関する県の姿勢

県は、特区計画に含まれる規制等の特例措置に関する提案に対して、「地域活性化を実現するにはどうすればよいか」という基本姿勢で検討を行い、地域の要望に沿ったかたちでの事業の実現のために努力することとする。

そのために、全県を対象とする規制緩和のほか、地域を限定した特例措置など、地域の特性に応じた柔軟な対応を検討することとする。

(3) 対象とする規制等の範囲

可能な限り幅広く規制を対象とする。

具体的な規制等の特例措置の例としては次のものが考えられる。

県固有の各種規制（運用が規制的である場合も含む）の緩和

既存の事務事業の利便性の向上

既存施設の他用途利用の容認、手続きの簡素化

許認可等に係る手続き など

(4) 県における窓口の一本化・手続きの透明化

地域からのしまね版特区に関する相談や申請については、関係する規制の所管にかかわらず、しまね暮らし推進課又は隠岐支庁県民局・西部県民センターで一元的に扱うことにより、申請者の負担軽減を図る。

また、申請された計画や、それに対する県の検討結果については、県のホームページで公表することで、規制緩和についての取り扱いを透明化する。

(5) 規制等の特例措置の評価

しまね版特区において実施された規制等の特例措置については、一定程度の期間の後適切に評価し、今後の規制緩和の検討の参考とすることとする。